

第11号議案

春日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(昭和31年政令第346号)の一部改正に伴い、非常勤消防団員退職報償金の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

30年以上
円
979,000
909,000
849,000
809,000
734,000
689,000

」

を

「

30年以上 35年未満	35年以上
円	円
979,000	1,079,000
909,000	1,009,000
849,000	949,000
809,000	909,000
734,000	834,000
689,000	789,000

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、施行日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。